

第二期中期目標期間業務実績報告書

平成 26 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第二期中期目標期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

2. 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 1 号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 2 号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB 廃棄物処理助成事業）
（機構法 第 10 条第 1 項第 5 号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の五第 3 項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 6 号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 7 号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第 10 条第 1 項第 8 号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）
（機構法 附則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第 10 条第 2 項）

目 次

■ <u>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u>	1
<公害健康被害補償業務>	1
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	2
2. 都道府県等に対する納付金の納付	3
<公害健康被害予防事業>	5
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	7
2. ニーズの把握と事業内容の改善	8
3. 調査研究	9
4. 知識の普及及び情報提供の実施	10
5. 研修の実施	10
6. 助成事業	11
<地球環境基金業務>	13
1. 助成事業に係る事項	14
2. 振興事業に係る事項	15
3. 基金の運用等について	16
4. 今後の地球環境基金あり方検討	16
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	18
<維持管理積立金の管理業務>	19
<石綿健康被害救済業務>	20
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	21
2. 制度運営の円滑化等	23
3. 認定・支給の適正な実施	23
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	26
5. 救済給付費用の徴収	26
6. 救済制度の見直しへの対応	27

■ <u>業務運営の効率化に関する事項</u>	28
1. 組織運営	29
2. 業務運営の効率化	31
3. 業務における環境配慮	35
■ <u>財務内容の改善に関する事項</u>	38
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等	38
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	51
3. 短期借入金の限度額	51
4. 重要な財産の処分等に関する計画（保有資産の見直し）	52
5. 剰余金の使途	52
■ <u>その他業務運営に関する重要事項</u>	53
1. 人事に関する計画	53
2. 積立金の処分に関する事項	54
<参考>	
○中期計画数値目標達成状況一覧	55

第二期中期目標期間（平成 21～25 年度）における業務実績

【中期目標の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収
 - ・ 汚染負荷量賦課金の収納率について、平成 19 年度実績の水準を維持
 - ・ 徴収業務の一部について民間競争入札を活用し、人員及び経費を削減
 - ・ 納付義務者等に対する効果的、適切な指導
2. 都道府県に対する納付金の納付
 - ・ 都道府県等との一層の連携・強化に努める
 - ・ 納付金の申請等について、オンライン申請の数値目標を定め、オンラインを推進

【中期計画の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収
 - ・ 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持
 - ・ 一定規模以上の工場・事業場に対して、平成 20 年度実績に比し 50%増の実地調査を実施
 - ・ 徴収業務について、民間競争入札を活用し経費を平成 20 年度実績に比し 7%以上削減
 - ・ 民間競争入札の活用により削減される人的資源をもとに、実地調査体制を強化
 - ・ 汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等を見直す
 - ・ 委託事業者に対する確に業務指導を実施
 - ・ 汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進
2. 都道府県等に対する納付金の納付
 - ・ 必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行い、都道府県等の担当者へ周知徹底
 - ・ 都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う
 - ・ 現地指導を実施し、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに関係情報を国及び都道府県等に提供
 - ・ オンライン申請の比率を、平成 25 年度までに 70%以上

【業務実績】

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

- (1) 平成 23 年度は東日本大震災の影響により収納率の低下が懸念されたが、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、被災地域の納付義務者の理解も得られたことから、全ての年度において汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持した。

●汚染負荷量賦課金の収納状況

(単位：百万円)

年 度	計画額(a)	申告額(b)	収納済額(c)	申告率(d) (d=b/a*100)	収納率(e) (e=c/b*100)
平成 21 年度	39,239	39,484	39,436	100.6%	99.8%
平成 22 年度	38,578	38,783	38,777	100.5%	99.9%
平成 23 年度	36,750	37,022	37,016	100.7%	99.9%
平成 24 年度	35,901	36,012	36,007	100.3%	99.9%
平成 25 年度	35,115	35,252	35,243	100.4%	99.9%

- (2) 汚染負荷量賦課金の適正な申告に向けて、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している主要業種の工場・事業場に対して、平成 20 年度実績に比し 50%増 (57 事業所) の実地調査を計画的に実施することにより計算誤り等を是正し、正しい申告となるよう申告指導を実施した。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実地調査件数	38 件	59 件	62 件	63 件	63 件	64 件
平成 20 年度比	—	+55.3%	+63.2%	+65.8%	+65.8%	+68.4%

- (3) 民間競争入札によって日本商工会議所と委託契約した徴収業務については、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減を行った。

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実績額	195,561	180,215	179,026	179,042	177,992	177,986
平成 20 年度比	—	▲7.8%	▲8.5%	▲8.4%	▲8.9%	▲8.9%

- (4) 民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について 1 名削減した。

また、平成 25 年度徴収業務・委託費 (242,035 千円) については、平成 20 年度実績 (276,015 千円) に比し 12.3%削減した。

- (5) 汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、各関係団体及び本社等へ直接働きかけを行うなど、あらゆる機会を活用してオンライン申告を促進した結果、平成 25 年度のオンライン申告率は 54.5%となった。

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
オンライン申告率	29.9%	37.9%	44.3%	49.2%	54.5%

●申告方式別の申告件数及び申告金額

(単位：件、%、千円)

区分	平成 24 年度				平成 25 年度			
	件数	構成比	申告金額	構成比	件数	構成比	申告金額	構成比
オンライン 申告	4,084	49.2	21,769,309	60.4	4,515	54.5	24,702,593	70.1
FD申告	1,251	15.1	9,591,100	26.6	994	12.0	6,754,641	19.1
電子申告	5,335	64.3	31,360,409	87.1	5,509	66.5	31,457,234	89.2
用紙申告	2,967	35.7	4,651,820	12.9	2,780	33.5	3,794,735	10.8
合計	8,302	100.0	36,012,229	100.0	8,289	100.0	35,251,969	100.0

※FD申告とはフロッピーディスク等による申告である。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付金に係るオンライン申請を促進するため、未導入の都道府県等に対して文書による導入依頼に加えて、担当課長及び情報セキュリティ責任者に対し機構の取組やシステムについて説明を行い、丁寧な働きかけを行った結果、平成 23 年度に全ての都道府県等がオンライン申請に移行した。

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
オンライン申請率	67.8%	76.2%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補償給付費納付金	49,473	48,201	46,841	44,870	43,568
公害保健福祉事業費納付金	118	109	102	96	91
合計	49,591	48,310	46,943	44,966	43,659

<参考>

(単位：人)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
被認定者数	42,732	41,372	40,015	38,767	37,273

【自己評価】

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

- (1) 平成 23 年度は東日本大震災の影響で収納率の低下が懸念されたが、納付義務者からの相談及び質問事項等に対して丁寧な説明をすること等により、被災地域の納付義務者の理解も得られ、収納率を 99%以上に維持することができた。
- (2) 実地調査については、平成 21～25 年度のいずれにおいても平成 20 年度実績に比し 50%増を達成できた。
- (3) 徴収業務について民間競争入札を活用した契約により、平成 21～25 年度のいずれの年度においても平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減を図ることができた。
- (4) 民間競争入札を活用した契約により、申告書等の点検事務等に係る人員については、第二期中期目標期間中に 1 名削減（平成 21 年度）した。
- (5) 汚染負荷量賦課金のオンライン申告の促進を図った結果、平成 25 年度では 54%の納付義務者がオンラインに移行したが、半数近くは依然として他の申告方式なので、今後もオンライン申告に向け一層の促進を図る。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

平成 25 年度までにオンライン申請の比率を 70%以上とする計画に対し、平成 23 年度で全ての都道府県等で 100%達成し、平成 25 年度まで 100%を維持している。今後はこの率を維持すべく利便性の向上などを常に行っていく。

【中期目標の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化
 - ・ 公害健康被害予防基金の安全で有利な運用と事業の重点化・効率化
2. ニーズの把握と事業内容の改善
 - ・ ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し事業を改善
 - ・ 事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、客観的データにより事業を評価・分析し環境省が実施している「そらプロジェクト」を踏まえ平成 23 年度以降速やかに見直す
3. 調査研究
 - ・ 大気汚染の影響による健康被害を予防する上で効果の高い事業に重点化し、公募制を導入
 - ・ 年度評価及び事後評価の結果を調査研究活動等にフィードバック
4. 知識の普及及び情報提供の実施
 - ・ 知識の普及及び情報提供を実施し、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足を得る
5. 研修の実施
 - ・ 地方公共団体への研修を実施し、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足を得る
6. 助成事業
 - ・ 地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し重点化

【中期計画の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化
 - ・ 公害健康被害予防基金の運用について、安全かつ有利な運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入を安定的に確保
 - また、地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化
2. ニーズの把握と事業内容の改善
 - ・ ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させ事業を改善
 - ・ 地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業（「ソフト3事業」）について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえ事業内容を改善

3. 調査研究

- ・環境保健分野については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施
- ・大気環境の改善分野については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化
- ・新規調査研究課題については、公募制を導入し、広範な周知を図り、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い公募の締切日から 60 日以内に決定
- ・各調査研究課題の外部有識者による年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施。また、その評価結果については、次年度の研究内容及び各事業の展開にフィードバックし、研究成果については、ホームページ等で広く公開

4. 知識の普及及び情報提供の実施

- ・パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施。また、事業の参加者等に対するアンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る
- ・ホームページ等を活用し、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後 5 年間に 20%以上の増を目標とする

5. 研修の実施

- ・地方公共団体の各事業従事者を対象に、事業実施に必要な知識及び技術を習得することを目的とした効果的な研修を実施。また、研修ニーズを把握し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る

6. 助成事業

- ・環境保健分野に係る助成事業については、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化し、事業内容については関係地方公共団体等のニーズの把握等により、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図る。なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえて事業内容を改善
- ・大気環境の改善分野に係る助成事業については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善を中心とする事業で、機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化

【業務実績】

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金の管理・運用については、平成 23 年度から経理部会計課で一元管理を行い、また、環境省からの自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保に努めた。

●基金運用収入等の推移

(単位: 百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
基金運用収入	1,096	1,037	945	946	941
(平均利回り (%))	(2.43)	(2.30)	(2.10)	(2.10)	(2.09)
補助金	205	200	200	200	200

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる高い効果が見込めるソフト 3 事業(健康相談、健康診査及び機能訓練事業)を優先的に採択した。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)」(以下「見直しの基本方針」という。)を踏まえ、事業の見直しを行った。

●「見直しの基本方針」の措置状況

具体的内容	措置内容
(1) 事業の抜本的な見直し	
「そらプロジェクト」の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・ 地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・ 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。(22 年度) ・ 最新規制適合車代替促進事業を廃止した。(23 年度) ・ 「ぜん息等に係る施設の整備(診療室、検査室、X線室等)」に対する助成を廃止した。(24 年度) ・ 「ぜん息キャンプ」における参加保護者を対象としたカリキュラムメニューを見直した。(24 年度) ・ 各事業の必要性の精査を引き続き実施する。(22 年度～) ・ 事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定した。(23 年度) ・ 患者団体、関連学会の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部 局へのヒアリングを実施した。(22 年度) また、引き続き患者団体へのヒアリングや連絡会を実施した。(23 年度～) ヒアリングの結果把握されたニーズについては、ぜん息の患者教育等に従事する地域の保健師などを養成するための研修の実施や COPD の基礎知識や発症予防対策などの内容を盛り込んだ普及啓発冊子の作成などの事業に反映させた。(22 年度～)
(2) 事業実施効果の把握	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。(23 年度～) 今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進める。

【今後の予防事業のあり方の検討】

今後の予防事業のあり方を検討するために機構内にプロジェクトチームを設置し、各事業の共通課題や重点課題を整理した上で、今後の予防事業の基本戦略（下記）等を取りまとめた。

① 事業の選択と集中の促進

限られた資源で予防事業の目的を効果的、効率的に達成するため、事業ターゲットを小児期、高齢期の2次予防、3次予防に重点化するとともに、より必要性の高い事業に集中化するなど、事業の選択と集中の一層の促進を図る。

② 事業のイノベーション化

自由度が低く地域性等が反映しづらい画一的なメニューから、事業目的を達成するための企画・実施の自由度や地方公共団体の裁量権の拡大により、事業効果を高めながらアプローチを工夫することでより低コストによる新しい価値を創出する。

③ 事業実施基盤の強化・拡充

地方公共団体が主体的、能動的に取り組むための事業メニューの提供、専門スタッフの養成・支援の強化、NPO・NGOを活用した地域住民のニーズに沿った細やかなサービスの提供、医療機関、行政、患者のネットワークづくりを促進するなど地域の自主性、自立性の向上を図る。

④ 事業アセスメントの整備・強化

事務・事業評価を施策、政策へ確実に反映するため、各事業で行っている検討を予防事業として総合的な検討とすることで各事業の有機的な連携を促進する。

⑤ 予防事業の事業価値の向上

事業効果をより強化、拡大するために、情報発信力の強化、今日的な大気汚染問題への対応、予防事業の知見・ノウハウを活用した展開、収益展開による予防事業ブランドの向上等により予防事業の事業価値の向上に取り組む。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

知識の普及事業、研修事業参加者へのアンケート調査を実施し、各事業への満足度及び意見等を収集するとともに、得られた意見等を事業の改善に反映させた。

また、見直しの基本方針を踏まえ、「そらプロジェクト」の調査結果や患者のニーズ、事業実施効果の的確な把握・評価結果等に基づいて事業内容を改善した。

●患者等のニーズに基づき実施した事業

把握したニーズ	ニーズに対応して実施した事業	事業区分
1. 専門医への相談・交流機会の確保	・関連学会と連携した市民公開講座の開催	知識の普及
2. 就学期のぜん息患者のサポート	・ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息・アレルギーフォーラムの開催	知識の普及
3. ぜん息患者教育スタッフの養成	・ぜん息患者教育スタッフ養成研修の実施	研修
	・保育所における普及啓発講習会の開催	知識の普及
4. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成	・呼吸リハビリテーション指導者養成研修の実施	研修
5. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の確保	・水泳記録会での「ぜん息ミニセミナー」及び「ピークフローの使用法等の実技講習」の実施 ・普及啓発冊子の作成	知識の普及
6. 高齢患者に対する事業メニューの充実化	・講演会の開催 ・「COPD 患者の QOL 向上のための呼吸リハビリテーションの普及及び地域ネットワークの構築事業」の実施 ・「呼吸リハビリテーションマニュアル」の製作 ・COPD 啓発事業の実施	知識の普及
7. COPD に対する認知度の向上		

ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握のための調査を実施し、事業実施効果の把握に努めるとともに、ソフト3事業の先進的な取組をまとめた事例集の作成を行った。

また、調査票回収後に直ちに集計結果が得られ、客観的データに基づいた事業の評価・分析が地方公共団体でも直接行うことができ、あわせて事業全体の評価・分析も可能となる「集計・分析システム」を構築した。

3. 調査研究

環境保健分野については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化して実施した。大気環境の改善分野については、局地的な大気汚染地域の大気汚染改善に係る課題に重点化して実施した。なお、課題の採択にあたっては公募制を導入し、ホームページや関連学会・関係機関等を活用して広範な周知を図り、採択についても外部有識者による評価を行った上で、公募の締切日から60日以内に採択した。

研究の成果については、調査研究発表会を開催し外部有識者による評価を行い、次年度への調査研究内容へのフィードバックを行うとともに、ホームページ等により広く公開した。また、これまでの研究成果をマニュアルやパンフレット等に取りまとめ、事業への一層の活用を図った。

●公募による調査研究課題の採択までの日数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
環境保健分野	45日	60日	30日	58日	—
環境改善分野	—	46日	57日	57日	—

※—表示は、調査研究課題の公募を行っていない。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

講演会・講習会の開催、パンフレットの作成・提供、ホームページやぜん息・COPD 電話相談室の開設等を通じ、ぜん息・COPD の予防・管理等に関する情報提供を行った。

また、把握したぜん息患者等のニーズに対応するため、「市民公開講座」、「ぜん息・アレルギーフォーラム」等を開催した。事業参加者に対するアンケート調査において、回答者のうち 80% 以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得た。

●講演会・講習会等への参加者数と参加者の評価

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
事業参加者数	4,492 人	5,314 人	6,226 人	7,934 人	8,036 人	32,002 人
上位 2 段階までの評価	89.1%	90.9%	91.8%	92.8%	94.5%	平均 91.8%

※参加者数の事業は、講演会、講習会、水泳記録会、ぜん息・COPD 電話相談、エコドライブセミナー（～22 年度）、市民公開講座（22 年度～）、ぜん息アレルギーフォーラム（23 年度～）、保育所等における普及啓発講習会（24 年度～）である。

ホームページの全面改訂や新規に作成するパンフレット等については、Web 版コンテンツも併せて作成し、Web の特性を活かした動画・音声の活用など閲覧者の利便性や興味・関心を高める工夫を行うなど年間アクセス件数の拡大に努めた。

これらの結果、第二期中期計画で設定した予防事業に係るサイトの年間アクセス件数の増（今後 5 年間に 20%以上）については、平成 20 年度（3,560,843 件）に対し平成 25 年度では約 295% 増（14,069,572 件）となり、目標を達成している。

5. 研修の実施

予防事業に従事する地方公共団体職員を対象にした研修を延べ 2,239 人に対し実施するとともに、受講者アンケートによるニーズ等を踏まえ、研修カリキュラムの見直しを図った。また、把握したぜん息患者等のニーズに対応するため、地域のコメディカルスタッフ（看護師、薬剤師、理学療法士、保健師等）を対象に、「ぜん息患者教育スタッフ養成研修」及び「呼吸リハビリテーション指導者養成研修」を新たに実施した。なお、研修受講者に対するアンケート調査において、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得た。

さらに、研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を修得する機会を提供するとともに、研修参加者の復習の機会を促進するため、環境保健調査研究で開発した e ラーニング学習システム（理解度が確認できるテストを含む。）の運用を開始した。

●研修受講者数と受講者の評価

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
研修受講者数	404 人	436 人	460 人	461 人	478 人	2,239 人
上位 2 段階までの評価	96.6%	96.1%	95.4%	98.6%	97.7%	平均 96.9%

6. 助成事業

環境保健分野においては、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を活用し、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる高い効果が見込めるソフト3事業を優先的に採択するとともに、地方公共団体に対し助成事業の重点的推進事項について働きかけたほか、情報提供や意見交換を行い、ニーズの把握に努めた。環境改善分野については、局地的な大気汚染地域の大気汚染改善につながる事業に重点化を図った。

また、ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握における調査を実施し、その結果を踏まえ、事業効果や効率性の高い事業の事例等の整理を行い、事例集の作成を行った。

●助成事業全体に占めるソフト3事業の割合

(単位:百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助成事業費	532	543	500	531	524
うちソフト3事業 (割合 (%))	426 (80.0)	438 (80.7)	415 (83.1)	433 (81.6)	427 (81.4)

【自己評価】

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

収入を安定的に確保するとともに、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し交付決定を行った。また、「見直しの基本方針」についても速やかに対応を行った。

また、今後の予防事業のあり方を検討するために機構内にプロジェクトチームを設置し、各事業の共通課題や重点課題を整理した上で、今後の予防事業の基本戦略等を取りまとめた。それを第三期中期計画期間において具現化し実行していくこととしている。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

知識の普及及び研修事業参加者に対するアンケート調査を実施し、各事業に対する参加者の満足度、意見及び要望等を把握するとともに、患者団体等との意見交換の実施によりぜん息患者等のニーズ把握を行い、その結果を適切に事業に反映することができた。

また、「そらプロジェクト」の調査結果及びぜん息患者等のニーズ、事業実施効果の測定及び把握における調査結果等を踏まえ、その結果を適切に事業に反映することができた。

3. 調査研究

調査研究課題の採択については外部有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に採択することができた。また、研究成果については、マニュアルやパンフレット等の普及啓発冊子として取りまとめた。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

知識の普及事業参加者に対するアンケート調査の結果、回答者のうち 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることができた。また、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応える事業を適切に実施することができた。

情報提供では、パンフレットの作成や提供、ホームページの活用により、得られた最新の知見や情報を広く提供できた。予防事業に係るサイトの年間アクセス件数は、「見直しの基本方針」を受けて環境改善事業の見直しに合わせ、「エコドライブコンテスト」等の関連ページを閉鎖したものの、子ども向けのページの開設や、動画・音声の活用など閲覧者の利便性や興味・関心を高める工夫を行うことで、目標とする 20%以上の増を達成することができた。

5. 研修の実施

研修受講者に対するアンケート調査の結果、回答者のうち 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることができた。

研修受講者のニーズを踏まえた研修カリキュラムの見直しや、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えるために新たに 2 つの研修メニューを実施するなど、効果的な研修を実施することができた。

6. 助成事業

環境保健分野においては、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を活用して、ソフト 3 事業を優先的に採択し、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることができた。環境改善分野については、局地的な大気汚染地域の大気汚染改善につながる事業に重点化を図ることができた。

また、ソフト 3 事業の事業実施効果の測定及び把握における調査結果を踏まえて、事業内容の改善を行うことができた。

【中期目標の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

- ・助成先の固定化を回避し、環境活動の裾野を広げるための取組を推進
- ・国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化
- ・助成金1件当たりの平均処理期間を平成20年度実績を維持
- ・第三者機関による評価を踏まえ、助成金交付の審査方針等の見直し
- ・利用者の利便向上を図る措置

2. 振興事業に係る事項

- ・調査事業は、国の政策目標等に沿った課題に重点化
- ・研修事業は、効果の高い事業に重点化し、受講者等へのアンケート調査の回答者のうち、80%以上の者から満足を得る

3. 基金の運用等について

- ・地球環境募金について具体的な目標を設定し、基金の安全で有利な運用を図る

【中期計画の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

- ・助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を限度
また、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める
- ・助成対象を国の政策目標等を勘案した分野に、助成対象地域をアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化
- ・助成金支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は4週間以内
- ・第三者機関による評価等の実施、結果公表等
- ・助成案件の内定及び交付決定通知は、それぞれ4月15日、7月2日までに行う
- ・各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにし、助成金募集に係る説明会を開催

2. 振興事業に係る事項

- ・調査事業は国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化
- ・研修事業は、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化し、研修事業受講者に対するアンケートの結果、80%以上の者から高い評価を得る

3. 基金の運用等について

- ・中期目標期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回る募金活動を実施し、基金の運用は安全かつ有利な運用に努める

【業務実績】

1. 助成事業に係る事項

(1) 中期目標期間中、同一活動に係る継続3年超の交付件数は0件であった。また、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成（入門助成）として、平成21年度から平成25年度までに延べ184件助成した。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災に関連する環境保全活動への取組み及び平成24年6月にブラジルで開催される「国連持続可能な開発のための世界会議（リオ+20）」を支援するため、特別助成として追加で募集（平成23年9月12日）し、助成した。

なお、東日本大震災に関連する環境保全活動については、平成24年度以降も引続き特別助成として実施した。

(2) 助成対象を国の政策目標等を勘案した分野に、助成対象地域はアジア太平洋地域を中心とする地域へ重点化した。国の重点分野等を勘案し、助成専門委員会における地球温暖化防止、循環型社会形成等の重点配慮事項に沿って重点的に採択した。（各年度において70%以上）

(3) 海外の対象地域については、アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動に重点化した。（各年度において80%以上）

(4) 助成金支払申請から支払までの1件当たりの平均処理期間については、各年度とも平成20年度実績を下回り、計画通り処理をすることができた。

●助成金支払い処理期間の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処理期間平均日数（a）	27.03日	26.12日	25.41日	25.30日	25.25日	25.39日
短縮率 $\{1 - (a/\text{平成20年度平均日数})\} \times 100$	—	3.4%	6.0%	6.4%	6.6%	6.1%

(5) 毎年度、専門家により構成される助成専門委員会において、地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定するとともに、要望案件についても同委員会で審査を行い、地球環境基金運営委員会での審議を経て助成対象を決定した。また、募集案内、審査方針及び審査結果について、適宜機構ホームページで公表した。

(6) 平成21年度の評価専門委員会において、5年間（平成21年度～平成25年度まで）の評価実施計画を策定し、毎年度評価専門委員会の審議の結果、選定された助成団体の現地評価を実施し、評価結果を翌年度の募集案内に反映した。また、事後評価の結果は当該団体にフィードバックするとともに、機構ホームページで公表した。

●評価専門委員会の提言と募集案内への反映の主な例

区分	提言	募集案内へ反映
平成21年度	活動進行管理に外部専門家を活用すべき	審査の観点として募集案内に記載
平成22年度	計画にあたり活動実施体制を整備すべき	様式に活動実施体制の記載欄を追加
平成23年度	活動による達成目標を明確に設定すべき	様式に成果・行為目標の記載欄を追加
平成24年度	活動ではステークホルダーとの連携を図るべき	様式に外部との連携体制欄を追加
平成25年度	活動を客観的に見る仕組みを整理すべき	審査の観点として募集案内に記載

- (7) 募集案内公表時期の早期を図るとともに、助成案件の内定及び助成金交付決定については、中期計画の日付（それぞれ4月15日、7月2日）を維持することができた。

項目	平成 21 年度		平成 25 年度	
内定日	4月14日	⇒	4月12日	
交付決定日	7月2日	⇒	7月1日	

- (8) 助成団体の事務効率化を図るため、助成金支払申請の Excel マクロファイルを平成 22 年 4 月に開発し、ホームページでファイルを提供し、事務効率化に寄与した。（利用率 8 割以上）

- (9) 「地球環境基金助成金募集案内」については、応募者に要望書の作成に際しての地球環境基金の理解を深めてもらう必要があるため、随時見直しを行い、地球環境基金設立の背景、ミッション、助成金の特徴及び主な審査方針等を分かりやすい内容で記載した。

また、採択された助成団体が活用する「地球環境基金助成金の手引き」については、助成金に係る Q & A や書類の記載例をより多く掲載するなど、利用者へ配慮する内容とした。

- (10) 助成金募集に関する説明会については、助成実績が少ない地域等を中心に全国各地で新規助成団体の獲得に向けて開催した。また、助成団体に関する情報提供（団体名、活動名及び助成額等）並びに各年度の助成活動実績報告集、事後評価結果などを機構ホームページで逐次公表した。

<参考>

●助成事業実績

（単位：件、百万円）

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
イ案件	27	103	21	82	30	103	34	120	29	114	141	522
ロ案件	5	14	6	17	6	17	10	30	11	34	38	112
ハ案件	136	396	126	359	143	394	145	450	149	430	699	2,029
計	168	513	153	458	179	514	189	600	189	578	878	2,663

イ 国内の民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動

ロ 海外の民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動

ハ 国内の民間団体による国内における環境の保全を図るための活動

2. 振興事業に係る事項

- (1) 調査研究は、国の政策目標や民間団体等のニーズに沿い、環境 NGO・NPO 活動状況調査に重点化した。また、平成 24 年度には、東日本大震災に伴う「洋上漂流物に係る日米 NGO 連携推進・調査及び国内への情報発信事業」についてその重要性を鑑み、緊急措置として実施することとし、NGO・NPO に対する情報提供業務を行い普及啓発に努めた。

- (2) 毎年度研修事業への参加者に対しアンケートを行い、全ての研修において有効回答者の 80% 以上から「有意義であった」との評価を得た。

3. 基金の運用等について

地球環境基金事業の役割に対する理解が得られるようホームページ、広報誌等の充実を図り、併せて募金の増額を図るため下記的手法を取り入れた結果、平成 21 年度からの募金等の累計額が 237,621 千円（平成 26 年 3 月末現在）となり、中期計画に掲げた目標額（平成 20 年度末までの 5 ヶ年間の出えん金の総額 226,192 千円）を達成した。

また、地球環境基金の運用については、財政融資預託金または債券による安全かつ有利な運用に努めた。

- ・インターネットバンク（楽天銀行）を募金受入れ銀行として追加（平成 21 年度）
- ・コンビニエンスストアの情報端末(Fami ポート)による募金受付を開始（平成 21 年度）
- ・セゾンカード・UC カード等の永久不滅ポイントによる寄付を開始（平成 22 年度）
- ・クレジットカード（VISA、Master）を利用した寄附方法の導入（平成 22 年度）
- ・不要になった本や CD による募金ができる「本 de 寄附」を開始（平成 22 年度）
- ・不要になったデジタル家電などによる寄付を開始（平成 23 年度）

●各年度の出えん金の額

（単位：千円）

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
件数	632 件	893 件	677 件	785 件	789 件	3,776 件
金額	85,179	81,794	42,780	10,552	17,316	237,621

4. 今後の地球環境基金あり方検討

平成 25 年 5 月に地球環境基金創設 20 周年を迎えたことを契機に、環境 NGO・NPO や有識者等からの意見を踏まえ、「地球環境基金事業あり方検討プロジェクトチーム」を機構内に設置し検討を行い、環境 NGO・NPO 活動を支援することを通じて持続可能な社会の実現に貢献することを定めたビジョン、環境 NGO・NPO の機能強化、地域活動との連携・協働、活動の国際的な展開につながる支援を行うことを定めたミッションを、今後の地球環境基金が目指すべき像として明確化し、これらに基づく次の 4 つの見直しを実施した。

（1）助成事業の目的の明確化・多様化

より助成の趣旨を明確化するために、目的別に助成メニューの区分を見直し、一般助成、入門助成のほか、①先行モデルとなる活動に対するフロントランナー助成、②国際会議など日本の環境 NGO・NPO の横断的連携を支援するプラットフォーム助成、③東日本大震災に関する復興を支援する復興支援助成を平成 26 年度から新設することとした。

（2）人材育成の視点から助成事業・振興（研修）事業の見直し

今後の活動を担う若手プロジェクトリーダーを育成するため、対象者に対し、助成事業により活動推進費を助成するとともに、振興事業の研修として OJT を組み入れたプログラムに参加してもらう新たな支援を平成 26 年度から新設することとした。

(3) 評価制度の見直し

従前の評価制度は、終了年次評価専門委員が現地へ赴き評価をする事後評価のみであったのに対し、新たに助成開始1年目に個別面談による事前の目標共有、2年目に中間評価を実施するとともに、事後評価（第三者も加わった自己評価）、終了後の現地評価を実施することとした。さらに評価結果を共有し、NGO・NPOが目指す活動の見本となるような表彰制度の導入を検討することとした。

(4) 各主体（民間団体・企業・行政）との連携促進

助成プロジェクトの自己評価会議への環境パートナーシップオフィス（EPO）等スタッフの追加の検討、NGO・NPOの支援を行う他の団体（ドナー）との意見交換会の開催、各地で助成金説明会後において地域企業との情報交流の検討、自治体職員・企業担当者向け研修講座の検討など、各主体との連携を行うこととした。

【自己評価】

1. 助成事業に係る事項

助成金については、助成先の固定化を回避するため、同一の活動に3年を超えて継続して助成したものはなかった。また、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体に助成を行った。さらに、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に重点化を図るとともに、海外案件の助成については、アセアン地域などアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図った。

また、助成団体の利便性に配慮し、毎年度の「助成金募集案内」及び「地球環境基金助成金の手引き」について、Q&Aや書類の記載例をより多く掲載するなどの工夫に努めるとともに、助成金支払申請の「Excelマクロファイル」を新規に作成することにより助成金支給に係る処理期間の短縮及び助成団体の事務効率化に寄与することができた。

2. 振興事業に係る事項

振興事業については、全国の環境問題に取り組むNGO・NPOの団体の活動状況に関する詳細かつ正確に調査し、当該データをホームページで随時提供することができた。また、研修事業については、民間団体等のニーズに応じ研修カリキュラムを見直し、受講者アンケートでは目標を超える評価を得ることができた。

3. 基金の運用等について

民間企業等からの寄付金受入れに関して積極的に活動した結果、中期計画における寄付の受入目標額を上回る寄付金受入れを達成することができた。

また、地球環境基金の運用については、安全かつ有利な運用ができた。

4. 地球環境基金事業について

今後の地球環境基金あり方検討結果を踏まえ、次期中期計画や平成26年度助成金募集案内に反映することができた。

【中期目標の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞

- ・ 審査基準・事業の採択について、透明性・公平性を確保し、助成対象事業の実施状況等結果の公表

＜維持管理積立金の管理業務＞

- ・ 資金の性質等に応じた運用を行い、積立者に対し運用状況等の情報提供

【中期計画の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞

- ・ ホームページに審査基準及び事業の採択、実施状況等を公表

＜維持管理積立金の管理業務＞

- ・ 廃掃法に基づく維持管理積立者に、運用利息額等を定期的に通知

【業務実績】

＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞

1. ポリ塩化ビフェニル軽減事業

環境大臣が指定する処理事業者から中小企業者等の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減等に関する助成金交付申請を受けて、適切な審査を行い、助成金を交付した。助成事業の実施状況についてはホームページで公表した。

●ポリ塩化ビフェニル軽減事業実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
PCB 廃棄物保管者（件）	2,777	3,069	3,840	4,855	4,290	18,831
処理台数（台）	6,317	7,684	9,212	12,528	10,577	46,318
交付金額（千円）	1,159,560	1,464,243	1,716,218	2,446,511	2,292,298	9,078,830

2. ポリ塩化ビフェニル振興事業

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際して、環境の状況の把握のための監視及び測定、安全性確保に必要な研修・研究、保管等に要する費用に助成した。

●ポリ塩化ビフェニル振興事業実施状況

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
振興事業	37,833	79,800	41,895	43,995	58,916	262,439

<維持管理積立金の管理業務>

積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知するとともに、積立者に積立金の払込手続き等について通知した。また、積立者に対して、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を実施した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、維持管理積立金システムの改修を行ない、維持管理積立金の適正な管理に努めた。

維持管理積立金の運用については、運用方針に基づき流動性及び安全性の確保を最優先して、効率的な運用に努めた。

●積立・取戻状況（平成26年3月31日現在） （単位：千円）

	平成10～20年度		平成21年度		平成22年度	
積立	3,176件	44,835,603	837件	6,879,808	793件	8,318,017
取戻(△)	72件	△1,695,785	56件	△1,031,740	52件	△635,473
残高		43,139,818		48,987,886		56,670,430

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
積立	886件	9,054,404	869件	8,386,717	868件	7,435,434
取戻(△)	54件	△846,934	53件	△485,379	47件	△975,366
残高		64,877,900		72,779,237		79,239,305

	累計額	
積立	7,429件	84,909,983
取戻(△)	334件	△5,670,677
残高		79,239,305

【自己評価】

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成金交付要綱に基づいて事業を採択し、助成金を円滑に交付するとともに、助成対象事業の実施状況についてホームページで公表することができた。

<維持管理積立金の管理業務>

積立者に対する積立金の払込みの通知、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を適切に実施することができた。また、維持管理積立金の管理のためのシステムを充実するとともに、安全性の確保を優先しつつ適切な運用ができた。

【中期目標の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施
 - ・具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知
 - ・相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行う
2. 制度運営の円滑化等
 - ・認定患者等のニーズを把握し、制度の運営や広報活動等に反映
 - ・医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行う
 - ・認定や給付の状況など、救済制度の運用状況を公開
3. 認定・支給の適正な実施
 - ・医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族弔慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行う
 - ・各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行う
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築
 - ・業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、個人情報を適切に管理する
5. 救済給付費用の徴収
 - ・納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収
6. 救済制度の見直しへの対応
 - ・法律の規定に基づく見直しの結果において、その実施に必要な対応

【中期計画の概要】

■国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施
 - ・年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、地域性等にも考慮した広報を実施
 - ・救済給付制度及び申請手続きの説明を行うなど迅速な救済
2. 制度運営の円滑化等
 - ・アンケート調査により、ニーズ等を的確に把握し救済制度の適切な運営、広報業務等に反映
 - ・医療機関等に申請手続き等の周知を図りセミナー等により診断技術の向上のための場を提供
 - ・環境省等とも連携し、業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う
 - ・認定や給付の状況など、救済制度の運用について情報を公開
3. 認定・支給の適正な実施
 - ・保健所等での円滑な受付などの確保を図る
 - ・医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

- ・ 認定申請等の情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図る
- ・ 個人情報の保護のため、申請書類等の管理を厳格に行う

5. 救済給付費用の徴収

- ・ 納付義務者に対し納付手続きに係る周知を図り、適切に拠出金を徴収

6. 救済制度の見直しへの対応

- ・ 法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う

【業務実績】

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

石綿健康被害救済制度の周知徹底を図るため、広報対象ごとに媒体を選択した広報実施計画を定め、当該計画に基づき広範な広報等を行った。

(1) 対象者毎の広報

① 一般向け広報

全国紙、地方紙、交通広告等を媒体として、制度の周知徹底に努めた。

主な広報	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全国紙	3 紙	3 紙	3 紙	—	3 紙
地方紙	64 紙	5 紙	5 紙	48 紙	11 紙
スポーツ紙	3 紙	—	1 紙	—	—
交通広告	東北新幹線 上越新幹線 長野新幹線	東北新幹線 上越新幹線 長野新幹線 首都圏 JR など	九州新幹線 首都圏 JR 関西私鉄 3 社	九州新幹線 首都圏 JR 関西私鉄 3 社	首都圏 JR 関西私鉄 1 社
WEB 関係	リスティング 広告	バナー広告・ リスティング 広告	バナー広告・ リスティング 広告	バナー広告・ リスティング 広告	バナー広告・ リスティング 広告

② 特定業種向け広報

アスベストを取り扱っていた(いる)方々等へ救済制度を広く周知するための広報を実施した。

広報内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
業界専門誌	2 誌	7 誌	7 誌	3 誌	2 誌
講演会	4 回	4 回	2 回	—	—

③ 医師・看護師向け広報

医師及び看護師向けの専門誌による広報を行うとともに、医療機関及び中皮腫や肺がんに関連のある学会等の協力を得て、ポスター、ちらし、医師向けの手引きを送付するとともに、セミナーを開催し周知を図った。

広報内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学会セミナー	9 箇所	5 箇所	7 箇所	10 箇所	11 箇所
医療系専門誌	5 誌	5 誌	8 誌	8 誌	6 誌
医療機関等への 手引き等の配布	7,838 箇所	1,170 箇所	908 箇所	1,463 箇所	1,452 箇所

④ 患者・遺族等への広報

通院若しくは入院している患者及び家族の方に対して、一般向け医療系雑誌による広報、医療機関の待合室に設置しているディスプレイに映像広告を実施した。

広報媒体	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一般医療系雑誌	2 誌	2 誌	2 誌	2 誌	4 誌
映像広告	—	—	358 台	701 台	—

(2) ホームページによる周知

機構ホームページにおいて、法改正に伴う「特別遺族弔慰金等」の請求期限の延長、住民相談会の開催等の最新情報を随時周知した。

(単位：件)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
アクセス件数	63,180	66,708	73,258	86,197	69,642

(3) 申請者等からの相談への対応

無料電話や機構に設置した相談窓口において、石綿健康被害救済制度及び申請等手続きなどの相談に適切に対応した。

また、保健所窓口担当者に対して、保健所担当者説明会を開催し、受付時の対応の円滑化を図るとともに、機構職員が各地で患者等に直接相談を行う住民相談会を開催した。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
無料電話	7,200 件	7,995 件	8,239 件	9,624 件	7,553 件
窓口相談	—	82 件	93 件	53 件	31 件
住民相談会	2 箇所	3 箇所	4 箇所	8 箇所	2 箇所

2. 制度運営の円滑化等

各種アンケート調査により、ニーズ等を的確に把握し救済制度の適切な運営、広報業務等に反映するとともに、医療機関等に申請手続き等の周知を図りセミナー等により診断技術の向上のための場を提供した。また、医療費の支給に係る認定状況や特別遺族弔慰金等の支給状況、統計資料等については、随時、記者発表を行うとともにホームページで公表した。

3. 認定・支給の適正な実施

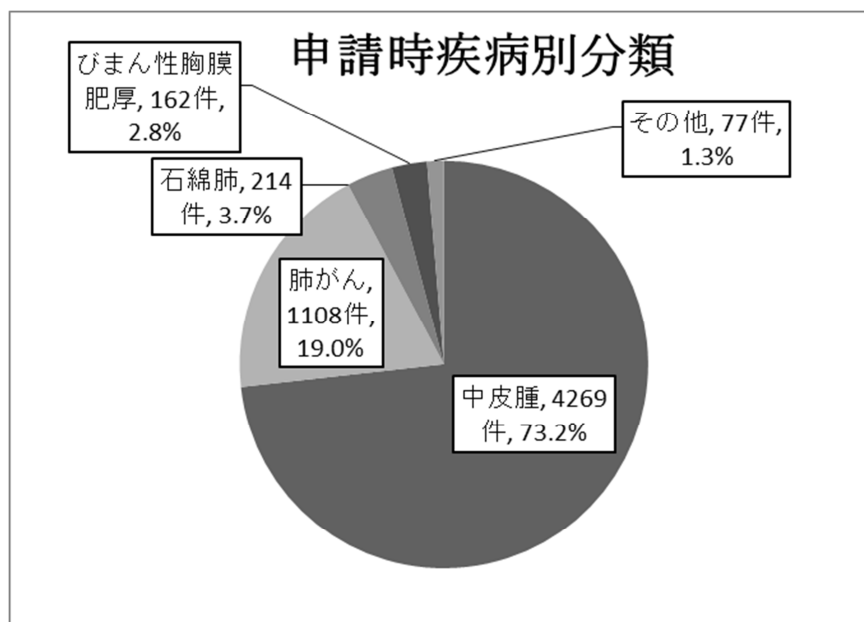
(1) 申請受付状況

平成 21 年度から平成 25 年度までの申請件数は 5,830 件であり、年平均 1,166 件の申請があった。また、同期間における申請時の疾病別分類は、中皮腫 4,269 件 (73.2%)、肺がん 1,108 件 (19.0%)、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 214 件 (3.7%)、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 162 件 (2.8%) であった。

(単位：件)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計
療養中の方	787	864	783	811	788	4,033
施行前死亡者の遺族	274 (195)	155 (35)	220 (146)	231 (192)	35 (24)	915 (592)
未申請死亡者の遺族	184	161	150	192	195	882
合計	1,245	1,180	1,153	1,234	1,018	5,830

注) () 書きは、機構及び厚生労働省が行った周知事業による請求と見られる件数で内数。



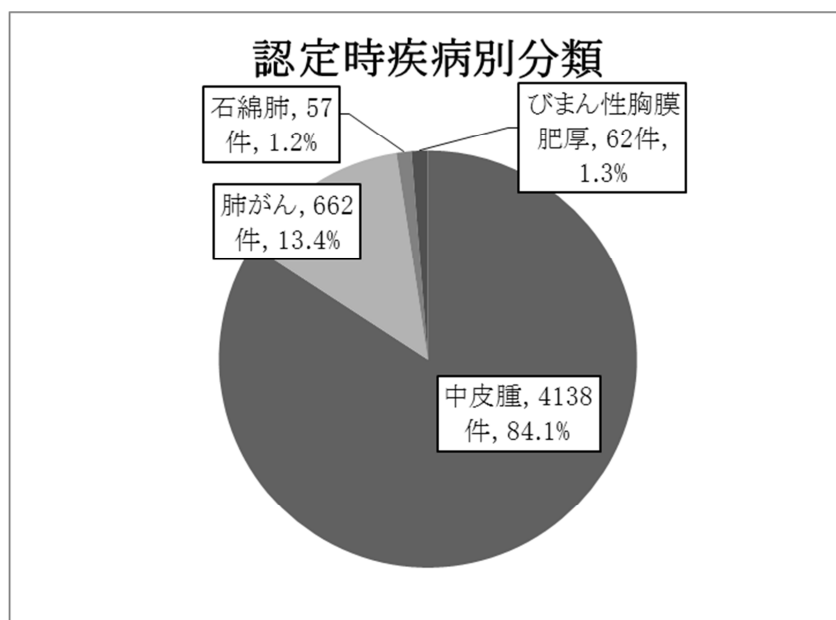
(2) 認定等の状況

平成 21 年度から平成 25 年度までの認定件数は 4,919 件であり、認定の疾病別分類は、中皮腫 4,138 件 (84.1%)、肺がん 662 件 (13.4%)、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 57 件 (1.2%)、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 62 件 (1.3%) であった。

(単位：件)

	種別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
療養中	認定	574	643	610	703	639	3,169
	不認定	128	131	168	168	121	716
施行前	認定	628 (552)	106 (34)	73 (37)	317 (292)	35 (27)	1,159 (942)
	不認定	49	42	25	24	6	146
未申請	認定	138	91	94	118	150	591
	不認定	61	61	54	64	59	299
合計	認定	1,340	840	777	1,138	824	4,919
	不認定	238	234	247	256	186	1,161

注) () 書きは、機構及び厚生労働省が行った周知事業による請求と見られる件数で内数。



(3) 事務処理日数の状況

平成 21 年度から平成 25 年度までの平均処理日数は、療養中の方からの申請 151 日、施行前死亡者の遺族からの請求 324 日、未申請死亡者の遺族からの請求 169 日であった。

なお、施行前死亡者の遺族からの請求については、労災優先で保留されていた案件が処理されたこと、医学的資料の収集に時間を要したことにより処理日数が増えている。

(単位：日)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	平均
療養中の方	178	175	164	130	115	151
施行前死亡者の遺族	416 (117)	275 (56)	243 (43)	289 (61)	351 (57)	324 (90)
未申請死亡者の遺族	186	214	185	160	120	169

注) () 書きは、死亡診断書若しくは死体検案書又は診療録の写しから、死亡原因が指定疾病であると記載があり、環境省中央環境審議会の医学的判定を経ないで機構で認定されたもの。

(4) 医療費等の支給

第二期中期計画期間においては、平成26年3月末までに、療養者等に対し10,084百万円、死亡者の遺族等に対し7,810百万円、計17,894百万円の救済給付を支給した。

<救済給付の支給状況>

(単位：件、千円)

年度	区分	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金・特別葬祭料	救済給付調整金	計
平成21年度	件数	9,967	4,642	405	848	335	16,197
	金額	502,061	1,852,696	80,595	2,543,152	470,826	5,449,330
平成22年度	件数	10,534	4,679	368	194	271	16,046
	金額	373,831	1,449,513	73,232	579,006	377,000	2,852,582
平成23年度	件数	12,106	5,247	431	151	281	18,216
	金額	432,865	1,526,478	85,769	450,049	394,745	2,889,906
平成24年度	件数	13,342	5,839	400	454	255	20,290
	金額	385,735	1,548,128	79,600	1,361,546	355,422	3,730,431
平成25年度	件数	14,291	6,290	411	171	253	21,416
	金額	409,942	1,602,992	81,789	512,829	364,589	2,972,141
計	件数	60,240	26,697	2,015	1,818	1,395	92,165
	金額	2,104,434	7,979,807	400,985	5,446,582	1,962,582	17,894,390
	金額	(療養者等) 10,084,241		(死亡者遺族等) 7,810,149			

<支給までの処理期間>

(単位：日)

区分	医療費 (償還)	療養手当 (初回)	葬祭料	未支給の 医療費等	救済給付 調整金	特別遺族弔慰金・ 特別葬祭料	
						未申請 死亡者	施行前 死亡者
平成21年度	52	23	33	133	141	16	16
平成22年度	49	24	35	59	66	16	17
平成23年度	51	26	28	45	58	16	19
平成24年度	47	17	31	47	65	14	19
平成25年度	48	18	29	40	57	15	11

注) 療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。いずれも中央値。

(5) 認定の更新

法施行後5年が経過することに伴い、認定の有効期間が満了する被認定者からの認定の更新申請に基づく認定更新等の決定を平成23年1月より開始し、平成26年3月末までに248件の更新等を決定した。

<認定更新の状況>

(単位：件)

更新等決定年度	認定疾病	更新申請	更新	更新しない
平成22年度	中皮腫	60	60	0
	肺がん	15	15	0
	計	75	75	0
平成23年度	中皮腫	30	26	4
	肺がん	26	23	3
	計	56	49	7
平成24年度	中皮腫	49	49	0
	肺がん	26	24	2
	計	75	73	2
平成25年度	中皮腫	25	25	0
	肺がん	17	14	3
	計	42	39	3
累計	中皮腫	164	160	4
	肺がん	84	76	8
	計	248	236	12

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

認定申請等の情報を適切に管理するシステムの構築を行い、安全かつ効率性を図るための改修を必要に応じて行った。セキュリティ対策については、機微な個人情報を扱うため、申請書類等を鍵付き金庫に保管するなど厳重な管理を実施するとともに、毎年度、石綿健康被害救済部全職員を対象としたセキュリティ研修を行うなど周知徹底を図った。

5. 救済給付費用の徴収

(1) 特別拠出金の対象となる特別事業主4者に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、拠出金の徴収・収納を着実に行った。

(単位：千円)

特別拠出金	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	337,007	332,152	331,254	328,802	324,369

(2) 船舶所有者に係る平成20年度及び平成21年度分の一般拠出金について、未申告・未納付であった船舶所有者に対し、平成25年3月に催促文書を、同年4月に一般拠出金の額の決定・通知を、同年7月に督促を行った結果、平成25年度までに、991件、2,092,281円の収納があった。

6. 救済制度の見直しへの対応

救済制度の見直しについては、石綿救済法が改正（平成 23 年 8 月）され特別遺族弔慰金の請求期限が延長されたことから保健所等を通じて周知を行うとともに、中環審の二次答申を踏まえ、法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して厚生労働省とも連携し救済制度の周知を図り、また、環境省の委託を受けて、中皮腫認定症例に関する情報を整理、集計する業務を行った。

また、救済制度の運用改善・連携に向けて、環境省ほか関係機関と連絡・調整を行い、労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について個人情報保護に配慮しつつ、厚生労働省に情報提供を行った。

【自己評価】

1. 石綿健康被害救済制度について、効果的な広報を行うとともに、法改正等に伴うきめ細かな広報を実施した。

また、医療関係者の救済制度への理解を深め、認定業務の迅速化・正確性確保を図るために、救済制度の周知及び石綿関連疾患の診断精度向上を目的とし申請・請求手続きが速やかに行えるように、分かりやすく記述したポスター、チラシ等を作成し、学会セミナーや保健所、医療機関等に広く配布するなど効果的に広報を実施することができた。

2. 平成 21 年度から 25 年度までに 5,830 件の申請を受け付け、第一期中期目標期間の未処理案件 1,043 件とあわせて 6,873 件について 6,080 件の処理を行い、このうち 4,919 件を認定した。

また、認定等の決定に係る事務処理日数について短縮化が図れた。特に療養中の方からの申請に係る事務処理日数については、平成 21 年度と比べ大幅な短縮を行うことができた。（21 年度 178 日、25 年度 115 日）

3. 救済給付全 92,165 件、17,894,390 千円の支給を行った。

また、迅速な事務処理に努め、支給までの処理期間を短縮することができた。

4. 認定更新については、認定の有効期限が到来する被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、漏れなく更新手続きの催告を行い、適正に更新手続きを行うことができた。

【中期目標の概要】

■業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

- ・ 現行の管理部門等の組織体制等の合理化に向けた計画を実行
- ・ コンプライアンス実践のための手引きの策定・活用等、内部統制の強化
- ・ 大阪支部は本中期目標期間に廃止
- ・ 石綿救済法の見直しに併せ石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す

2. 業務運営の効率化

- ・ 平成 20 年度比で、一般管理費については 15%、事業費については 5%を上回る削減
- ・ 人件費については、政府の方針等に基づく取組みを実施、継続し、給与水準を見直す
- ・ 官民競争入札等の活用が可能かを検証する観点から業務棚卸を実施
- ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施、公表し、企画競争等を行う場合には、競争性、透明性を確保また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェック

3. 業務における環境配慮

- ・ 毎年度「環境報告書」を作成し公表
- ・ 温室効果ガスの排出削減について、実施計画の着実な実行

【中期計画の概要】

■業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

- ・ 管理部門（総務部・経理部）は、一層の事務処理の効率化を図り、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い効率的な業務体制を構築
- ・ コンプライアンスを実践するための手引き書等の策定及び活用等、内部統制を強化
また、第三者を含めた委員会等を設置し、併せて監事による内部統制についての評価を実施
- ・ 大阪支部は、平成 25 年度に廃止
- ・ 石綿救済法の見直しに併せ石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す

2. 業務運営の効率化

- ・ 平成 20 年度比で、一般管理費については 15%、事業費については 5%を上回る削減
- ・ 人件費については、政府の方針等に基づき平成 18 年度以降の 5 年間に於いて人員の 5%削減を実施し、給与水準の検証、適正化に取り組み公表
- ・ 官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務棚卸を実施
- ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組を実施、公表し、企画競争等を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェック

3. 業務における環境配慮

- ・ 毎年度「環境報告書」を作成し公表
- ・ 温室効果ガスの排出量について、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減

【業務実績】

1. 組織運営

(1) 組織運営強化

業務をより着実にかつ効果的に推進することを目的として、中期計画に定めた体制の見直しや内部統制の強化に加え、以下の取組を進め、組織力の強化を図った。

① 縦の連携強化（トップダウンとボトムアップの融合）

職員の自発的な議論と計画の立案等の行動促進、意見の施策への反映による業務の改善等を図るための取組を行った。

- ・ 地球環境基金事業や予防事業のあり方について検討する組織横断的なプロジェクトチームを設置し、組織全体での議論と検討を進め、計画の立案を促進した。
- ・ 職員各自の課題や提言等を把握するため、理事長が課長以下の職員を対象に意見交換会を行い、それを受けて理事長より組織内における情報伝達徹底の指示を行うなどガバナンスの強化を行った。

② 横の連携強化（横串機能の強化）

事業の部門間での連携と機構全体での整合性確保を促進するための取組を進めた。

- ・ 調達等に係る公正及び契約事務の標準化・統一化を確保するため、契約手続審査委員会を設置し、事前審査機能を強化した。
- ・ 役員の見意をもとに課題を設定し役員間で議論する役員懇談会を設置して、課題解決のための検討を行い、共同調達の推進や PDCA 手法を用いた課長職のマネジメント力向上への取組など可能なものから実施を進めた。

③ リーダー職のマネジメント力強化

組織としてのボトムアップ強化、横の連携強化を図る観点から、リーダー職のマネジメント力強化を図った。

- ・ 職場のコミュニケーションのキーマンとなる課長を対象に、PDCA 手法による個々の部門の目標管理、課題解決能力向上への取組を、課長と全役員が直接対面し、プレゼンテーションと質疑、指導を行うという形式により、年間を通じた研修を実施し、機構内のコミュニケーション、ガバナンスの前進を図った。

(2) 組織体制及び人員の合理化

① 人員の合理化

機構全体として、人事配置と業務分担を見直すことで、部・次長の併任及び課長級職員の不補充を行うなど、平成 21 年度に、管理職員数を 4 名削減した。

② 組織体制の改編

ア. 石綿健康被害救済部において、平成 22 年 7 月に、石綿救済法の見直し及び業務の現状に合わせて部内の所掌を見直す組織の改編を行った。

イ. 予防事業部において、平成 22 年 8 月に、ぜん息患者の健康管理等を中心とする環境保健事業に重点化するため、組織の改編を行った。これにより 1 課を削減した。

ウ. 補償業務部、地球環境基金部、事業管理部の 3 部において、平成 23 年 4 月に、業務の効率化を図るため組織改編を行った。これにより 3 課を削減した。

③ 業務の一元化

平成 23 年 7 月に各部が所掌していた資金の管理・運用について経理部会計課で一元化する所掌の見直しを行った。

(3) 内部統制の強化

① コンプライアンスの強化

平成 21 年度に外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、役職員向けのコンプライアンス・マニュアルを策定し、以降、毎年度役職員を対象とした研修を実施し、周知徹底を図った。

② 内部統制体制の整備

平成 25 年 4 月に監査室員 4 名全員を専任にし、また 7 月に独立した執務環境を整え、内部統制体制の一層の強化を図った。

③ ガバナンスの強化

平成 23 年 3 月に内部統制基本方針を策定し、毎年度理事長が課長以下の職員を対象に意見交換会を行い、各職員の業務の取り組み状況、各自の抱える課題や提言等を把握した。また、4 月、10 月、1 月に理事長が機構のミッションや環境行政を取り巻く状況について全職員に対して訓示を行うなどガバナンスの強化を行った。

④ リスク管理の強化

ア. 平成 23 年 3 月に内部統制基本方針を策定し、同方針に基づきリスク管理委員会を設置した。

イ. リスク管理委員会において、全業務を対象にリスクの洗い出し及び軽重付けを行い、優先して対応すべきリスクの特定を行った。また、洗い出したリスクへの対応策等について、適切かつ有効なものであるか確認するため、毎年度自己点検を実施した。

⑤ 情報セキュリティ体制の強化

ア. 平成 21 年 4 月に最高情報セキュリティアドバイザーを設置し専門家に委嘱することで、情報セキュリティ体制の強化を図った。また、毎月 1 回定例会議を実施することで、セキュリティレベルの維持、向上を図った。

イ. 機構の全システムについてウィルス対策等のリスク分析を行い、侵入防御装置及び暗号化機器等の導入を行った。また、重要なバックアップデータについては外部保管運用に切り替え、重要なネットワーク機器については二重化を実施するなど対策の強化を図った。

ウ. 重要システムについてデータセンターへの設置の検討を進め、補償業務部の全サーバ及び石綿健康被害救済認定・給付システムのサーバをデータセンターへ設置し、データセンターを活用することでセキュリティ及び可用性を強化した。

エ. 全職員に対して毎年度情報セキュリティ研修を実施するとともに、平成 24 年 12 月に「情報取扱手順書」、「情報セキュリティ実施手順書」等を作成し、毎年度自己点検を実施することで情報セキュリティに対する意識の向上を図った。また、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、適切な運用の確保を図った。

⑥ 監事による内部統制の評価

定期監事監査における重点項目の一つとして「内部統制の状況」について監査を受け、内部統制基本方針の制定、職能別・階層別研修の計画的実施など目に見える具体的な動きが顕著にあり、内部統制の実質的な強化が図られたとの評価を得た。

(4) 大阪支部の廃止

大阪支部を平成 25 年 6 月 28 日に廃止した。

これに伴い、汚染負荷量賦課金の申告納付業務については、本部の補償業務部において、また、石綿健康被害救済給付の申請受付業務については、本部の石綿健康被害救済部において業務を継承した。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減

① 一般管理費

一般管理費については、平成 25 年度において、平成 20 年度比で 15%を上回る削減を行うこととしており、各年度とも目標を上回る削減を行った。

【平成 20 年度実績比】

(単位：百万円、%)

	平成 20 年度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
計画	506	490	▲3.2	474	▲6.3	459	▲9.3	444	▲12.2	430	▲15.0
実績	506	453	▲10.6	443	▲12.5	414	▲18.2	442	▲12.6	390	▲22.9

② 業務経費

業務経費については、平成 25 年度において、平成 20 年度比で 5%を上回る削減を行うこととしており、各勘定とも目標を上回る削減を行った。

【平成 20 年度実績比】

(単位：百万円、%)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
公健	336	260	▲22.6	266	▲20.8	252	▲25.0	295	▲12.1	254	▲24.5
石綿	355	313	▲11.8	227	▲36.1	207	▲41.7	214	▲39.7	193	▲45.6
基金	776	646	▲16.8	590	▲24.0	652	▲16.0	752	▲3.0	722	▲7.0
承継	324	177	▲45.4	221	▲31.8	166	▲48.8	103	▲68.2	101	▲68.9
合計	1,791	1,396	▲22.1	1,304	▲27.2	1,276	▲28.7	1,364	▲23.8	1,269	▲29.1

(2) 随意契約の見直し

① 契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)(以下「見直し計画」という。)に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付した。

【契約の状況】

(単位:件、百万円)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	件数	金額	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	128	1,732	123	812	94	668	87	586	108	886	61	1,274
うち(企画競争・公募)	(47)	(402)	(52)	(350)	(38)	(392)	(20)	(214)	(34)	(312)	(1)	(16)
競争性のない随意契約	25	176	11	100	4	37	5	21	5	35	2	5
合計	153	1,908	134	912	98	705	92	607	113	921	63	1,278

【競争性のある契約に付した割合】

(単位:件、%)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
83.7%	91.8%	95.9%	94.6%	95.6%	96.8%
(128件/153件)	(123件/134件)	(94件/98件)	(87件/92件)	(108件/113件)	(61件/63件)

【競争性のない随意契約に付した割合】

(単位:件、%)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
16.3%	8.2%	4.1%	5.4%	4.4%	3.2%
(25件/153件)	(11件/134件)	(4件/98件)	(5件/92件)	(5件/113件)	(2件/63件)

一者応札・応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会に報告するなど、事後点検を行い一層の競争性の確保に努めた。

【一者応札・応募の件数】

(単位:件)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	うち一者 応札等		うち一者 応札等		うち一者 応札等		うち一者 応札等		うち一者 応札等		うち一者 応札等	
一般競争 契約	81	(16.0%) 13	71	(9.9%) 7	56	(5.4%) 3	67	(7.5%) 5	74	(8.1%) 6	60	(1.7%) 1
企画競争 ・公募	47	(31.9%) 15	52	(9.6%) 5	38	(31.6%) 12	20	(30.0%) 6	34	(2.9%) 1	1	(-%) 0
計	128	(21.9%) 28	123	(9.8%) 12	94	(16.0%) 15	87	(12.6%) 11	108	(6.5%) 7	61	(1.6%) 1

② 契約に係る審査体制

ア. 契約監視委員会による審査

契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について、事後評価を受けるとともに、平成 24 年 9 月からは、総務省から指示のあった「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成 22 年 5 月）の周知を図るとともに、

- ・ 新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に委員会の意見を聴取すること
 - ・ 前年度に引き続き 2 か年連続して一者応札・応募となった案件についてはその要因を分析し、原則、四半期ごとに報告し、点検を受けること
- 等により見直しを実施した。

イ. 機構内における審査体制

- ・ 随意契約（企画競争・公募を含む）を行う場合は、競争性の確保・相互牽制の観点から、その理由等について経理部で審査を実施した（平成 25 年度からは、後述ウの「契約手続審査委員会」において審査。）。
- ・ 当機構では、事業部制により各部で契約することになっており、企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から、事業担当部署以外の部署（経理部等）の者を加えて選定を実施した。
- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000 万円以上について経理担当理事の審査を実施した。
- ・ 一定額（100 万円等）以上の契約について、毎月理事会に報告し点検のうえ毎月ホームページで公表した。
- ・ 内部監査により、四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施した。

ウ. 契約手続審査委員会の設置

平成 25 年度には、調達等に係る公正を確保し、契約手続きの厳格な運営を図るため、契約手続審査委員会を設置し、契約手続きの事前審査機能を強化した。

- ③ 当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が 1/3 以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職している取引先は該当がなかった。

(3) 資金運用の一元化の推進

- ・ より効率的な運用を行うため、各部で行っていた資金運用業務を平成 23 年 7 月より経理部に一元化し、その効果を発揮するため、次のような方策により、きめ細かな運用を実施した。

ア. 統一的な運用方針の策定

- ・ 機動的な運用を可能とするため、資金ごとに作成していた運用方針の統一

イ. 効率的な運用（平成 24 年度からの更なる効率化）

- ・ 大口定期預金中心から譲渡性預金中心の運用に変更したことによる受取利息の増収
- ・ 積極的かつ効率的に余裕金を運用することによる、普通預金残高の低減

ウ. 預金運用の相手先選定方法

- ・ 運用先選定の引き合い事務手続き期間の資金滞留を解消するため、運用期間が 3 週間以内の預金運用を行う場合には、保有する普通預金口座銀行との相対取引による預入等を導入することで、直ちに運用先を決定できることとし、効率的な資金運用を行った。

【実績】

<表1>運用一元化(平成23年度)以降における資金別・種類別の平均残額の推移

<表2>運用一元化(平成23年度)以降における運用件数の推移

(単位:百万円)

【平成23年度】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等			
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
16,864	71,641	3,150	141,755	216,546	233,410	
7.23%	30.69%	1.35%	60.73%	92.77%	100%	

(単位:件)

	H23年度	H24年度	H25年度
総件数	59	78	94
大口定期預金	43	18	10
譲渡性預金	16	60	84
運用期間3ヶ月以内の件数	33	51	60

(単位:百万円)

【平成24年度】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等			
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
12,546	65,708	20,496	148,333	234,537	247,083	
5.08%	26.59%	8.30%	60.03%	94.92%	100%	

(単位:百万円)

【平成25年度】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等			
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
7,035	20,268	119,087	114,739	254,094	261,129	
2.69%	7.76%	45.60%	43.94%	97.31%	100%	

(4) 各種委員会の活用

① コンプライアンス推進委員会

委員会での意見を踏まえて、コンプライアンス・マニュアル及び内部統制基本方針の作成、リスクマップの検討を行った。

② 情報セキュリティ委員会

委員会での意見を踏まえて、情報システムのリスク分析、データバックアップの徹底、政府統一基準(第4版)への準拠及びメール添付ファイルの暗号化の実施について決定を行った。

③ 契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」及び「独立行政法人の契約の見直しについて(総務省平成22年5月26日)」により契約監視委員会を設置し、随意契約等の点検・確認を行った。

(5) 官民競争入札等の活用

官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを行い、平成21年度より競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札によって汚染負荷量賦課金徴収業務で一部事務委託を行った。

(6) 外部委託の推進

ホームページ用サーバ管理及び更新業務、給与計算事務、例規システムサーバ管理業務、補償業務部及び石綿健康被害救済部のサーバのデータセンターへの設置・運用管理業務について外部機関への委託を活用した。

(7) 人件費・給与水準の適正化

各年度国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を公表した。

平成 18 年度の対国家公務員指数 119.3 について、平成 23 年度までに対国家公務員指数を概ね 112 程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね 109 程度とする目標を達成するため、国家公務員の給与引き下げ率を上回る率で減額を行うなどの対策を講じた。

●ラスパイレス指数推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対国家公務員指数	113.9	112.1	112.8	108.5	108.3	106.4 (見込み)
地域学歴勘案	111.6	110.5	111.6	107.7	107.6	106.4 (見込み)

3. 業務における環境配慮

(1) 環境報告書の作成・公表

毎年度 9 月末に、前年度の機構における環境配慮の取組等を紹介した「環境報告書」をホームページで公表した。

(2) 電気使用量の削減

温室効果ガスについて、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%の削減達成に向け、入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象として、照明の一部取り外し、昼休み時の自主的な部分消灯、執務室エリアの照明区分のゾーン管理及び離席時の PC モニターの電源オフなどの取組を実施し、電気使用量の削減を図った。

なお、平成 23 年度においては、東日本大震災に伴うピーク時電気量の削減のため、自主的な「節電実行計画」を定め、平成 23 年 7 月～9 月に実行した。

(参考：25 年度温室効果ガス量は暫定値)

年度	電気使用量	対 18 年度 増減比
25	101,664 Kwh	▲55.0%
24	115,796Kwh	▲48.8%
23	117,089Kwh	▲48.2%
22	182,562Kwh	▲19.2%
21	185,982Kwh	▲17.7%
20	190,956Kwh	▲15.5%
19	206,578Kwh	▲8.6%
18	225,975Kwh	-

温室効果ガス量	対 18 年度 増減比
53,345Kg-CO ₂	▲35.6%
60,641Kg-CO ₂	▲26.8%
54,036Kg-CO ₂	▲34.8%
66,743Kg-CO ₂	▲19.5%
69,246Kg-CO ₂	▲16.5%
78,358Kg-CO ₂	▲5.5%
86,559Kg-CO ₂	4.4%
82,890Kg-CO ₂	-

(3) 環境配慮のための実行計画の策定

機構の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、電気使用量の削減、用紙類の使用量削減、グリーン購入の推進などの実行計画を定め、自己チェックリストによる自己点検を実施した。

【自己評価】

1. 組織運営

(1) 組織体制及び人員の合理化

業務内容等に変更のあった部における課の編成、所掌事務、人員配置の合理化、管理職の削減を行うことで、適正な組織・業務実施体制を整備することができた。

(2) 内部統制の強化

① コンプライアンスの強化

コンプライアンス・マニュアル及び内部統制基本方針を作成し、研修を行うことで、職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図ることができた。

② 内部統制体制の強化

平成 25 年度に監査室員全員を専任とするなど、内部統制実施体制の強化を図ることができた。

③ ガバナンスの強化

ガバナンスの強化を図るため、理事長と職員との意見交換会の開催、理事長から職員への訓示などを毎年行った。

④ リスク管理の強化

リスク管理委員会の設置により、リスク管理を強化するための基盤が整えられた。また、自己点検を実施するとともにリスク管理状況の更新を行うことで、リスクに対する職員の意識向上と組織的なリスク管理の推進を図った。

⑤ 情報セキュリティ体制の強化

ア. 最高情報セキュリティアドバイザーとの定例会議を毎月実施し、情報セキュリティ対策の検討と評価を行うとともに情報セキュリティ及びシステムに係る助言を受けることで、情報セキュリティへの対応力を強化した。

イ. バックアップデータの外部保管体制の整備や重要なネットワーク機器の二重化などハード面の充実化を図ることで、耐障害性を向上させた。また、停電時を想定したサーバ室の緊急対応手順を作成し、リハーサルを行うことで、緊急時の対応態勢を強化した。

ウ. 補償業務部の全サーバ及び石綿健康被害救済認定・給付システムのサーバをデータセンターへ設置し、データセンターを活用することでセキュリティ対策及び可用性を強化した。その他の重要システムについてもデータセンターへの設置の検討を進めた。

エ. 各種手順書の整備、研修及び自己点検により、職員の情報セキュリティ対応力の強化と意識の向上を図った。

⑥ 監事による内部統制の評価

今後も引き続き、内部統制のさらなる強化に取り組んでいく。

(3) 大阪支部の廃止

大阪支部の廃止については、計画的に業務の継承を進めた結果、半年以上前倒しすることができた。

2. 業務運営の効率化

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

一般管理費については、業務の効率化等に努めた結果、中期計画を上回る削減を達成した。

また、業務経費についても、業務の効率化等に努め、各勘定において、中期計画を上回る削減を達成した。

(2) 契約に係る競争の推進

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取り組みを実施し、平成 25 年度において件数及び契約件数並びに全体に占める件数及び契約額の割合のいずれも見直し計画を達成した。

また、監事監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について厳正な事後チェックを受けた。

更に、平成 25 年度に契約手続審査委員会を設置し、契約に係る事前審査体制を構築するとともに、契約手続審査委員会で審査の対象としない少額随契案件についても全案件を経理課において審査を実施することにより契約手続の厳正な運営を図った。

(3) 資金運用の一元化の推進

資金の安全性及び効率性を確認しつつ、短期間の運用に限った選定手法を新たに設けることによって運用効率を更に高めるなど、きめ細かな運用ができた。

(資金運用比率 H23 年度：92.77% → H25 年度：97.31%)。

(4) 各種委員会を活用し、機構全体に関わる横断的な課題について検討することにより、リスク管理や情報セキュリティの強化、業務の一元化を図ることができた。

また、国家公務員の給与削減率を上回る削減を行うこと等により、ラスパイレス指数（対国家公務員指数）の低減を図ることができた。今後も引き続き給与水準の適正化を図っていく。

3. 業務における環境配慮

環境配慮の実行計画を定め、組織として電気使用量の削減に取り組むとともに、東日本大震災を契機として実施した「節電実行計画」によりエネルギーの一層の削減に努めた結果、温室効果ガス排出量については平成 18 年度比 3%を大幅に上回る 35.6%削減を達成することができた。

【中期目標の概要】

■財務内容の改善に関する事項

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等
 - ・「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した予算及び資金計画等の作成
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
 - ・正常債権以外の債権を 300 億円以下にする
 - ・債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示
 - ・本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービサーに委託し、本中期目標期間中におけるサービサー委託債権残高に対し具体的な目標を設定
 - ・環境省は、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求
3. 保有資産の見直し
 - ・戸塚宿舎については、本中期目標期間中に売却

【中期計画の概要】

■予算、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画
 - ・予 算 別表 1～5
 - ・収支計画 別表 6～10
 - ・資金計画 別表 11～15

[参考] 運営費交付金算定ルール

 - ・財務の状況
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
 - ・正常債権以外の債権残高を 300 億円以下に圧縮
 - ・債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示
 - ・サービサー委託については、平成 20 年度末の委託債権残高（141 億円）の 2 割

■短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額は 18,600 百万円

■重要な財産の処分等に関する計画（保有資産の見直し）

- ・戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却

■剰余金の使途

なし

【業務実績】

- | | |
|--------|----------|
| 1. 予 算 | 別表 1～5 |
| 収支計画 | 別表 6～10 |
| 資金計画 | 別表 11～15 |

計画予算と実績

別表-1

(総計) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	10,373	9,318	△1,055
国庫補助金	24,089	19,884	△4,205
その他の政府交付金	87,285	92,678	5,394
都道府県補助金	10,000	8,048	△1,952
長期借入金	41,400	10,800	△30,600
環境再生保全機構債券	20,000	14,999	△5,002
業務収入	278,440	274,107	△4,333
受託収入	-	29	29
運用収入	6,375	6,728	352
その他収入	1,370	3,326	1,955
計	479,333	439,916	△39,416
[支出]			
業務経費	352,095	276,840	△75,255
公害健康被害補償予防業務経費	260,200	241,713	△18,487
うち人件費	2,264	1,562	△702
石綿健康被害救済業務経費	45,541	19,736	△25,804
うち人件費	1,982	1,382	△600
基金業務経費	43,170	13,640	△29,530
うち人件費	733	516	△217
承継業務経費	3,184	1,750	△1,434
うち人件費	1,579	968	△611
受託経費	-	29	29
借入金等償還	129,615	113,215	△16,400
支払利息	6,924	4,459	△2,466
一般管理費	4,234	3,661	△572
うち人件費	1,936	1,519	△417
その他支出	5,035	2,147	△2,887
計	497,903	400,351	△97,552

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,237	1,936	△301
国庫補助金	1,322	1,217	△105
その他の政府交付金	46,812	45,974	△838
業務収入	205,797	189,184	△16,613
運用収入	5,164	4,929	△235
その他収入	337	194	△143
計	261,670	243,434	△18,236
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	260,200	241,713	△18,487
うち人件費	2,264	1,562	△702
一般管理費	1,599	1,391	△208
うち人件費	635	525	△110
計	261,799	243,104	△18,695

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	40,473	46,705	6,232
業務収入	6,306	6,290	△17
受託収入	-	16	16
その他収入	3	1,023	1,020
計	46,781	54,033	7,252
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	45,541	19,736	△25,804
うち人件費	1,982	1,382	△600
受託業務費	-	16	16
一般管理費	1,241	1,101	△139
うち人件費	725	567	△158
計	46,781	20,854	△25,927

別表-4

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	4,155	3,784	△370
国庫補助金	10,000	8,500	△1,500
都道府県補助金	10,000	8,048	△1,952
運用収入	1,211	1,799	588
受託収入	-	13	13
その他収入	882	1,178	295
計	26,248	23,322	△2,926
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	43,170	13,640	△29,530
うち人件費	733	516	△217
受託業務費	-	13	13
一般管理費	561	538	△22
うち人件費	198	182	△15
計	43,731	14,191	△29,540

別表-5

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	3,982	3,598	△384
国庫補助金	12,767	10,167	△2,600
長期借入金	41,400	10,800	△30,600
環境再生保全機構債券	20,000	14,999	△5,002
業務収入	66,337	78,634	12,297
その他収入	148	930	782
計	144,634	119,127	△25,506
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	3,184	1,750	△1,434
うち人件費	1,579	968	△611
借入金等償還	129,615	113,215	△16,400
支払利息	6,924	4,459	△2,466
一般管理費	834	631	△203
うち人件費	379	245	△134
その他支出	5,035	2,147	△2,887
計	145,592	122,202	△23,390

収支計画と実績

別表-6

(総計)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	404,592	342,070	△62,522	
経常費用	404,592	342,060	△62,532	
公害健康被害補償予防業務経費	260,594	241,824	△18,770	
石綿健康被害救済業務経費	45,476	19,626	△25,850	
基金業務経費	43,170	14,025	△29,145	
承継業務経費	40,645	52,802	12,157	
受託業務費	-	28	28	
一般管理費	7,507	8,838	1,331	
減価償却費	374	394	20	
雑損	-	39	39	
財務費用	6,827	4,485	△2,342	
臨時損失	-	10	10	
収益の部	408,140	354,123	△54,017	
経常収益	408,140	354,097	△54,042	
運営費交付金収益	10,373	9,263	△1,110	
国庫補助金収益	1,322	1,181	△142	
その他の政府交付金収益	51,824	49,554	△2,270	
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	41,702	17,110	△24,592	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	38,365	9,341	△29,023	
財源措置予定額収益	1,860	1,525	△335	
業務収入	246,457	242,003	△4,454	
運用収入	6,375	6,884	508	
受託収入	-	28	28	
その他の収益	368	6,776	6,407	
財務収益	9,493	10,434	941	
臨時利益	-	26	26	
純利益	3,548	12,053	8,505	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	446	183	△262	
総利益	3,993	12,236	8,243	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)

別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	262,401	243,434	△18,967
經常費用	262,401	243,432	△18,969
公害健康被害補償予防業務経費	260,594	241,824	△18,770
補償業務経費	254,178	236,373	△17,805
予防業務経費	6,416	5,451	△964
一般管理費	1,599	1,415	△184
減価償却費	209	193	△16
雑損	-	0	0
臨時損失	-	2	2
収益の部	261,740	243,493	△18,246
經常収益	261,740	243,476	△18,264
運営費交付金収益	2,237	1,912	△325
国庫補助金収益	1,322	1,181	△142
その他の政府交付金収益	46,812	45,956	△856
業務収入	205,796	189,184	△16,613
資産見返負債戻入	70	85	15
運用収入	5,164	4,973	△191
財務収益	335	113	△223
雑益	2	72	70
臨時利益	-	18	18
純利益 (△純損失)	△661	60	721
前中期目標期間繰越積立金取崩額	446	183	△262
総利益 (△総損失)	△216	243	459

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	46,827	20,864	△25,963
經常費用	46,827	20,860	△25,967
石綿健康被害救済業務経費	45,476	19,626	△25,850
受託業務費	-	16	16
一般管理費	1,241	1,082	△159
減価償却費	110	136	26
臨時損失	-	4	4
収益の部	46,827	20,864	△25,963
經常収益	46,827	20,860	△25,967
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	41,702	17,110	△24,592
受託収入	-	16	16
その他の政府交付金収益	5,012	3,598	△1,414
資産見返負債戻入	110	136	26
雑益	3	0	△2
臨時利益	-	4	4
純利益	-	-	-
総利益	-	-	-

別表-9

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	43,758	14,602	△29,155	
經常費用	43,758	14,601	△29,156	
基金業務経費	43,170	14,025	△29,145	
地球環境基金業務費	4,203	3,686	△516	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	38,548	9,460	△29,088	
維持管理積立金業務費	419	879	460	
受託業務費	-	12	12	
一般管理費	561	530	△31	
減価償却費	27	34	7	
臨時損失	-	1	1	
収益の部	43,758	15,063	△28,695	
經常収益	43,758	15,061	△28,696	
運営費交付金収益	4,155	3,764	△391	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	38,365	9,341	△29,023	
地球環境基金運用収益	861	1,091	230	
維持管理積立金運用収益	350	820	469	
受託収入	-	12	12	
資産見返負債戻入	27	34	7	
雑益	1	0	△1	
臨時利益	-	1	1	
純利益	-	460	460	
総利益	-	460	460	

別表-10

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	51,607	63,167	11,560	
經常費用	51,607	63,167	11,560	
承継業務費	40,645	52,802	12,157	
一般管理費	4,107	5,811	1,704	
減価償却費	28	31	3	
財務費用	6,827	4,485	△2,342	
雑損	-	38	38	
収益の部	55,816	74,703	18,887	
經常収益	55,816	74,700	18,885	
運営費交付金収益	3,982	3,587	△394	
事業資産譲渡元金収入	40,661	52,819	12,158	
財源措置予定額収益	1,860	1,525	△335	
資産見返負債戻入	28	31	3	
財務収益	9,158	10,321	1,163	
雑益	128	6,417	6,290	
臨時利益	-	3	3	
純利益	4,209	11,533	7,324	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益	4,209	11,533	7,324	

資金計画と実績

別表-11

(総計) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	742,998	1,606,137	863,139
業務活動による支出	431,566	293,795	△137,771
投資活動による支出	126,147	1,196,006	1,069,858
財務活動による支出	129,718	113,301	△16,417
次期中期目標期間への繰越金	55,567	3,036	△52,531
資金収入	742,998	1,606,137	863,139
業務活動による収入	456,214	453,082	△3,132
運営費交付金収入	10,373	9,318	△1,055
国庫補助金収入	24,089	21,854	△2,235
その他の政府交付金収入	87,285	92,663	5,378
都道府県補助金収入	10,000	7,819	△2,181
業務収入	272,994	271,019	△1,975
運用収入	6,556	7,010	454
受託収入	-	36	36
その他の収入	44,917	43,363	△1,554
投資活動による収入	172,160	1,084,593	912,433
財務活動による収入	61,600	26,036	△35,564
前中期目標期間よりの繰越金	53,024	42,426	△10,598

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)

別表-12

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	336,596	537,166	200,570
業務活動による支出	262,907	243,929	△18,978
投資活動による支出	68,412	292,143	223,731
次期中期目標期間への繰越金	5,277	1,092	△4,185
資金収入	336,596	537,166	200,570
業務活動による収入	256,377	240,812	△15,564
運営費交付金収入	2,237	1,936	△301
国庫補助金収入	1,322	1,188	△135
その他の政府交付金収入	46,812	45,958	△854
業務収入	200,351	186,566	△13,785
運用収入	5,317	4,994	△322
その他の収入	337	170	△167
投資活動による収入	68,390	294,400	226,010
前中期目標期間よりの繰越金	11,829	1,954	△9,876

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	47,924	484,984	437,060
業務活動による支出	47,212	21,552	△25,659
投資活動による支出	65	462,811	462,746
財務活動による支出	-	39	39
次期中期目標期間への繰越金	647	582	△66
-	-	-	-
資金収入	47,924	484,984	437,060
業務活動による収入	46,781	54,065	7,284
その他の政府交付金収入	40,473	46,705	6,232
地方公共団体等拠出金収入	6,306	6,299	△7
受託収入	-	23	23
その他の収入	3	1,038	1,035
投資活動による収入	-	428,839	428,839
前中期目標期間よりの繰越金	1,143	2,080	937

別表-14

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	210,815	413,100	202,285
業務活動による支出	105,593	18,321	△87,272
投資活動による支出	57,650	393,661	336,011
次期中期目標期間への繰越金	47,572	1,119	△46,453
			-
資金収入	210,815	413,100	202,285
業務活動による収入	69,843	64,850	△4,993
運営費交付金収入	4,155	3,784	△370
国庫補助金収入	10,000	10,500	500
都道府県補助金収入	10,000	7,819	△2,181
運用収入	1,239	2,016	777
受託収入	-	13	13
その他の収入	44,449	40,718	△3,731
投資活動による収入	103,750	310,540	206,790
財務活動による収入	200	238	38
前期中期目標期間よりの繰越金	37,022	37,473	451

別表-15

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	147,664	170,886	23,223
業務活動による支出	15,854	9,993	△5,862
投資活動による支出	20	47,391	47,371
財務活動による支出	129,718	113,259	△16,459
次期中期目標期間への繰越金	2,071	244	△1,827
資金収入	147,664	170,886	23,223
業務活動による収入	83,213	93,355	10,142
運営費交付金収入	3,982	3,598	△384
国庫補助金収入	12,767	10,167	△2,600
業務収入	66,337	78,154	11,817
その他の収入	128	1,437	1,309
投資活動による収入	20	50,814	50,793
財務活動による収入	61,400	25,799	△35,602
前期中期目標期間よりの繰越金	3,030	919	△2,111

[参考]

運営費交付金の算定ルールについて

[運営交付金算定ルール]

運営費交付金 (G_y)

$$= \text{一般管理費} (A_y) + \text{事業費} (B_y) + \text{特殊要因} (X) - \text{自己収入} (Y_1 \cdot Y_2)$$

(注) 一般管理費及び事業費の積算根拠は、運営費交付金から充当される経費を前提とする。

(以下、同じ。)

1. 一般管理費 (A_y) = 管理部門人件費 (S_y) + その他一般管理費 (C_y) + 退職手当

① 管理部門人件費 (S_y) = 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

$$\text{○} 21 \text{年度以降} = \text{前年度人件費} (S_{y-1}) \times \text{人件費調整係数} (\delta)$$

$$\times \text{人件費効率化係数} (\alpha 1)$$

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他一般管理費 (C_y) = ①の人件費及び退職手当を除く一般管理費

$$\text{○} 21 \text{年度以降} = \text{前年度その他一般管理費} (C_{y-1}) \times \text{消費者物価指数} (\beta)$$

$$\times \text{一般管理費効率化係数} (\alpha 2)$$

2. 事業費 (B_y) = 事業費人件費 (S_y) + その他事業費 (D_y) + 退職手当

① 事業費人件費 (S_y) = 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

$$\text{○} 21 \text{年度以降} = \text{前年度人件費} (S_{y-1}) \times \text{人件費調整係数} (\delta)$$

$$\times \text{人件費効率化係数} (\alpha 1)$$

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他事業費 (D_y) = ①の人件費及び退職手当を除く事業費

$$\text{○} 21 \text{年度以降} = \text{前年度その他事業} (D_{y-1}) \times \text{消費者物価指数} (\beta)$$

$$\times \text{政策係数} (\gamma) \times \text{事業費効率化係数} (\alpha 3)$$

3. 特殊要因 (X) = 特殊要因に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定

4. 自己収入 ($Y_1 \cdot Y_2$) = 運営費交付金を財源として実施する事務事業から生じるであろう雑収入の見積り額 (Y_1) 及び地球環境基金運用収入の見積り額 (Y_2)

○ 21年度は、積上げ方式による。

$$\text{○} 22 \text{年度以降} = \text{前年度自己収入} (Y_{1-1}) \times \text{自己収入政策係数} (y_1)$$

$$= \text{前年度自己収入} (Y_{2-1}) \times \text{自己収入政策係数} (y_2)$$

(注) Y_1 : 宿舍使用料収入、 Y_2 : 地球環境基金運用収入

[注記] 前提条件

- 人件費効率化係数 ($\alpha 1$) : 中期目標期間中 5%削減達成を勘案した場合
- 一般管理費効率化係数 ($\alpha 2$) : 中期目標期間中 15%削減達成を勘案した場合
- 事業費効率化係数 ($\alpha 3$) : 中期目標期間中 5%削減達成を勘案した場合
- 消費者物価指数 (β) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 政策係数 (γ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 人件費調整係数 (δ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 ($y 1$) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 ($y 2$) : 毎年度の予算編成過程において決定

(中期目標期間における運営費交付金は、次の係数を用いて推計)

項 目		係 数
人件費効率化係数	($\alpha 1$)	0.99
一般管理費効率化係数	($\alpha 2$)	0.968
事業費効率化係数	($\alpha 3$)	0.99
消費者物価指数	(β)	1.000
政策係数	(γ)	1.000
人件費調整係数	(δ)	1.000
自己収入政策係数	($y 1$)	0.977
自己収入政策係数	($y 2$)	1.000

【財務の状況について】

(1) 各勘定別の中期目標期間の総利益は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	①計画額	②実績額	主な発生要因
公健勘定	△216	243	運営費交付金の精算収益化(255)等によるもの。
石綿勘定	—	—	(利益の発生なし)
基金勘定	—	460	運営費交付金の精算収益化(460)によるもの。
承継勘定	4,209	11,533	運営費交付金の精算収益化(1,313)、利息収支差等(9,840)によるもの。
合計	3,993	12,236	

(2) 各勘定の中期目標期間中の利益剰余金(積立金)は、上記の利益が積立てられ、以下のとおりとなっている。

なお、公健勘定 674 百万円、承継勘定 17,210 百万円について、次期中期目標期間への繰越承認の手続を行っているところ。

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公健勘定	887	909	869	720	930
基金勘定	—	—	—	—	460
承継勘定	8,624	10,167	11,706	15,173	18,523
合計	9,511	11,077	12,575	15,894	19,912
うち前中期目標 期間繰越積立金	7,824	7,793	7,778	7,697	7,676

(3) 運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。

なお、各年度における運営費交付金債務残高及び平成 25 年度の精算収益化額は下記のとおり。

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公健勘定	91	190	262	261	255
基金勘定	175	367	483	498	460
承継勘定	286	567	897	1,126	1,313
合計	552	1,124	1,641	1,885	2,028

(4) 基金運用の実績、基本方針等

独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程、及び各基金等の性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。

●基金運用利息

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公害健康被害予防基金	1,096	1,037	945	946	941
地球環境基金	210	219	220	221	221
計	1,305	1,255	1,165	1,167	1,162

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

- (1) 正常債権以外の債権残高は、第一期中期計画期間の最終年度である平成 20 年度末残高 436 億円から平成 25 年度末に 218 億円となり、目標額（債権残高 300 億円）を大幅に上回ることができた。

●第二期中期計画期間中債権残高等推移

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
正常債権以外の 債権残高 A	【43,570】 38,193	34,893	30,153	26,810	21,812	
回収 (▲)	3,788	3,585	3,456	4,575	4,784	20,188
償却 (▲)	176	985	1,267	79	214	2,721
移入 (+)	7,023	1,674	418	2,199	2,138	13,452
移出 (▲)	8,436	404	435	889	2,138	12,302
一般債権の残高 B	【76,980】 66,510	54,929	45,440	36,158	28,509	
回収 (▲)	11,883	10,311	9,506	7,972	7,649	47,321
償却 (▲)	-	-	-	-	-	-
移入 (+)	1,670	39	17	42	-	1,768
移出 (▲)	257	1,309	-	1,352	-	2,918
合計債権残高 C (A+B)	【120,550】 104,703	89,823	75,594	62,967	50,320	

※(注 1) 正常債権以外の債権は破産更生債権等と貸倒懸念債権の合計である。

(注 2) A, B, C 欄の【 】内の計数は平成 20 年度末残高である。

(注 3) 合計欄等の計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。

- (2) サービサーの新規委託は、平成 20 年度末の委託債権残高（141 億円）の 2 割を数値目標（28 億円）としていたが、各年度の委託金額、件数については、下表のとおりである。

●サービサー新規委託状況

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
金額	1,813	300	206	500	-	2,819
件数	2	1	1	3	-	7

- (3) 債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金の交付を受けた。

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
補助金 交付額	3,700	3,200	3,200	67	-	10,167

※参考：第一期中期目標期間における補助金交付額 21,100 百万円

3. 短期借入金の限度額

短期借入金については、第二期中期計画における借入残高の最高額は 4,900 百万円（平成 21 年 9 月 18 日～平成 21 年 9 月 24 日）であり、いずれの年度も限度額 18,600 百万円の範囲内であった。

4. 重要な財産の処分等に関する計画（保有資産の見直し）

「平成 23 年度以降、戸塚宿舎を国庫納付する」とされた独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に従い、戸塚宿舎を平成 25 年 9 月 27 日に現物で国庫納付した。

5. 剰余金の使途

なし

【自己評価】

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等

(1) 各勘定の業務運営の効率化等及び承継勘定において、債権の回収が大幅に進んだことから、財投借入金等の償還についても回収額を充てることで新規の借換え債務の減額を図るなどにより支払利息の減額につながり、利息収支差が大きくなったことや貸倒引当金戻入が生じたことから計画額を上回る利益を確保した。

(2) 上記により計画額を上回る利益を上げることができたことから、利益剰余金についても計画額を上回ることができた。

(3) 業務運営の効率化による経費の削減や運営費交付金に充当する自己収入の増加に努めたことから、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。

(4) 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用が図れた。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

(1) 積極的な回収に努めたこと等により、第二期中期計画期末の正常債権以外の債権残高は 218 億円となり、300 億円以下にするという数値目標を大幅に上回ることができた。

(2) サービサーへの新規委託額（平成 20 年度末の委託債権残高の 2 割）については、数値目標である 28 億円を達成することができた。

(3) 補助金の交付を受けたことで、債権管理回収業務を確実かつ円滑に実施することができた。

3. 短期借入金の限度額

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年 4 回（5 月、9 月、11 月、3 月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

4. 重要な財産の処分等に関する計画（保有資産の見直し）

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に従い、戸塚宿舎を平成 25 年 9 月 27 日に現物で国庫納付することで目標を達成することができた。

■その他業務運営に関する重要事項

- ・ 職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、着実に実施
- ・ 人事評価制度の実施にあたり適正な評価制度の運用を行い給与体系を見直す

■その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画
なし
2. 職員の人事に関する計画
 - ・ 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、管理部門と事業管理部の縮減等を図る
 - ・ 必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施
 - ・ 人事評価制度の評価結果を給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める
 - ・ 管理部門（総務部・経理部）及び事業管理部は、期末の常勤職員数を期初の9割以下
 - ・ 大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減
 - ・ 中期目標期間中に、期初の常勤職員数146人を140人にする
 - ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み6,614百万円
3. 積立金の処分に関する事項
 - ・ 主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務（未収財源措置予定額）等の財源に充てる
4. その他中期目標を達成するために必要な事項
なし

【業務実績】

1. 人事に関する計画

(1) 人員の削減

管理部門（総務部・経理部）及び事業管理部については、平成21年度から25年度末までにそれぞれ1割程度、大阪支部の廃止により平成25年度中に2名削減し、計6名の人員を削減する。これにより、第二期中期計画期初の常勤職員数146人を140人にした。

●常勤職員数推移

(単位：人)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末
常勤職員	146	145	145	144	144	143	143	142	142	140
増減	—	△1	—	△1	—	△1	—	△1	—	△2

(2) 各種研修の実施

職員研修計画に基づき、必要な知識・技術の取得、能力開発を目的として、階層別研修、新人職員研修、eラーニング等の研修を実施するとともに、環境行政の専門研修など外部研修に職員を派遣した。また、研修参加者による報告会を開催し、職員に対して研修成果のフィードバックを行った。

●研修の実績（研修講座数、参加人数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
外部研修	29 講座 52 人	22 講座 57 人	19 講座 32 人	22 講座 51 人	38 講座 70 人
内部研修	6 講座 326 人	7 講座 601 人	9 講座 370 人	7 講座 521 人	13 講座 590 人
合計	35 講座 378 人	29 講座 658 人	28 講座 402 人	29 講座 572 人	51 講座 660 人

(3) 人事評価制度の適正な運用

毎年、前年度の業績評価結果及び発揮能力評価結果を踏まえ、翌年 4 月の昇給及び昇格並びに 6 月期の賞与に反映させた。

また、平成 23 年度 6 月に人事評価制度マニュアルを改訂し、業績評価については、各業務の遂行上の困難度を勘案し、ウェイトを設けるとともに、発揮能力評価については、年間の業務量の変化に対応するため、評価期間を半年から通年に見直した。

2. 積立金の処分に関する事項

積立金（前中期目標期間繰越積立金）の処分実績については以下のとおりである。

（単位：百万円）

	繰越時 積立金残高 (A)	平成 21～25 年度 取崩額 (B)	平成 25 年度期末 積立金残高 (C)=(A)-(B)	(B)の用途
公健勘定	870	183	687	前中期目標期間に自己収入で取得した固定資産の減価償却等見合い(96)及び公害健康被害予防事業の財源(88)
承継勘定	6,989	—	6,989	
計	7,859	183	7,676	

【自己評価】

1. 人事に関する計画

- ア. 人員配置と業務分担の見直しによる組織の改廃により、管理職員数の削減や管理部門の職員数を削減し、平成 25 年度末の常勤職員数は目標である 140 人を達成した。
- イ. 職員の知識及び技術の向上を図るため、階層別研修、新人研修、環境行政の専門研修、全職員対象とした研修など多岐にわたる研修を実施した。
- ウ. 研修発表会や各部主催の勉強会を開催することにより、職員への知識のフィードバックと情報の共有化を図ることができた。
- エ. 人事評価制度について見直しを行い、より細かく職員の業績を把握・評価し、その結果を昇給・昇格に反映させることにより、職員の意欲の向上を促進することができた。

2. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間中に自己収入で取得した資産の減価償却等見合い及び予防事業の財源に充てた。

<参考> 中期計画数値目標達成状況一覧

計画期間	第2期 平成21年度～平成25年度		達成状況				
	中期計画に定められた数値目標一覧		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
●国民サービスの向上							
<公害健康被害補償業務>							
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上の維持			99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の実地調査の実施 (平成20年度実績:38事業所)	増加率		55.2%増	63.1%増	65.7%増	65.7%増	68.4%増
	事業所数		59事業所	62事業所	63事業所	63事業所	64事業所
徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)において、平成20年度実績に比し7%以上の削減 (平成20年度実績:195,561千円)	削減率		7.85%削減	8.46%削減	8.45%削減	8.98%削減	8.99%削減
	金額		180,215千円	179,026千円	179,042千円	177,992千円	177,986千円
民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減			1名	—	—	—	—
都道府県等の納付金のオンライン申請について、平成25年度までにオンライン申請の比率を70%以上			67.9%	76.2%	100.0%	100.0%	100.0%
<公害健康被害予防事業>							
調査研究課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定	環境保健分野		45日	60日	30日	58日	—
	環境改善分野		—	46日	57日	57日	—
アンケート調査を実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。	知識普及		89.1%	90.9%	91.8%	92.8%	94.5%
	研修		96.6%	96.1%	95.4%	98.6%	97.7%
ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。 (平成20年度 トップページのアクセス件数:110,008件) (平成20年度 総アクセス件数:3,560,843件) ※トップページの統合により、平成23年度からは総アクセス件数での比較である。	増加率		24.4%	32.3%	34.9%	117.0%	295.1%
	アクセス件数		136,940	145,561	4,804,475	7,729,535	14,069,572
<地球環境基金部>							
助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は4週間以内			26.12日	25.41日	25.30日	25.25日	25.39日
助成案件の内定及び交付決定通知について、平成20年度の水準を維持 (平成20年度実績:内定…4月15日、交付決定…7月2日)	内定		4月14日	4月13日	4月13日	4月13日	4月12日
	交付決定		7月2日	7月2日	7月1日	7月2日	7月1日
研修受講者に対するアンケート調査の有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得る。			99.0%	98.6%	99.2%	100.0%	99.1%
中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5か年の出えん金の総額を上回る (平成20年度末までの5か年の累計金額:226,192千円)	各年度募金等総額		85,179千円	81,794千円	42,780千円	10,552千円	17,316千円
	累計金額		85,179千円	166,973千円	209,753千円	220,305千円	237,621千円
●業務運営の効率化							
一般管理費(人件費除く。)について、平成20年度比で15%を上回る削減 (平成20年度実績:506百万円)	削減率		10.6%	12.5%	18.2%	12.6%	22.9%
	金額		453百万円	443百万円	414百万円	442百万円	390百万円
公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、平成20年度比で5%を上回る削減 (平成20年度実績:公健勘定…336百万円、石綿勘定…355百万円、基金勘定…776百万円、承継勘定…324百万円) (基金勘定の平成24年度欄は、東日本大震災関連対応経費(45百万円)、リオ+20関連経費(54百万円)、計98百万円を含んでおり、これを除くと▲654百万円(▲15.7%)となる。)	運営費交付金を充当する事業費(公健勘定)	削減率	22.6%	20.8%	25.0%	12.1%	24.5%
		金額	260百万円	266百万円	252百万円	295百万円	254百万円
	運営費交付金を充当する事業費(石綿勘定)	削減率	11.8%	36.1%	41.7%	39.7%	45.6%
		金額	313百万円	227百万円	207百万円	214百万円	193百万円
	運営費交付金を充当する事業費(基金勘定)	削減率	16.8%	24.0%	16.0%	3.0%	7.0%
		金額	646百万円	590百万円	652百万円	752百万円	722百万円
	運営費交付金を充当する事業費(承継勘定)	削減率	45.4%	31.8%	48.8%	68.2%	68.9%
		金額	177百万円	221百万円	166百万円	103百万円	101百万円
人件費について、平成18年度以降の5年間ににおける人員の5%削減を実施 (平成18年度人員数:154人、平成19年度実績:152人(1.29%削減)、平成20年度実績:146人(3.94%削減、累計5.23%削減))	人員数		145人	144人	143人	142人	140人
	累計削減率		5.91%	6.59%	7.14%	7.79%	9.09%
温室効果ガス排出量について、平成22年度～平成24年度において平成18年度比3%の削減 (平成18年度CO2排出量:82,890kg)	削減率		16.5%	19.5%	34.8%	26.8%	35.6%
	排出量		69,246kg	66,743kg	54,036kg	60,641kg	53,345kg
●その他							
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮			382億円	349億円	302億円	268億円	218億円
管理部門(総務部・経理部)及び事業管理部について、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。 (期初常勤職員数:146名、期末常勤職員数見込:140名)			(総務部) 1名	(事業管理部) 1名	(事業管理部) 1名	(事業管理部) 1名	(事業管理部) 2名
大阪支部の廃止に伴い、支部の職員を2名削減			—	—	—	—	(2名)